総理府令第百三十号

資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第百五十条の三第二項並びに第百五十条の四において準用する証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第四十一条、第四十二条、第四十二条の二及び第四十五条の規定に基づき、資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等に関する総理府令を次のように定める。

平成十二年十一月十七日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等に関する総理府令 (趣旨)

第一条 資産の流動化に関する法律(以下「法」という。)第百五十条の三第二項の特定譲渡人が資産対応 証券の募集等(証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下同じ 。)の取扱いを行うときの届出方法並びに法第百五十条の四において準用する証券取引法(以下単に「証 券取引法」という。)第四十一条、第四十二条、第四十二条の二及び第四十五条の総理府令で定めるもの 等は、この府令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この府令において「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「資産対応証券」又は「特定譲渡人」とは、それぞれ法第二条又は第百五十条の三に規定する特定目的会社、資産流動化計画、資産対応証券又は特定譲渡人をいう。

(資産対応証券の募集等の取扱いの届出)

- 第三条 法第百五十条の三第二項の規定による届出を行おうとする特定譲渡人は、別紙様式により作成した 届出書に、その副本一通及び次に掲げる書類一部を添付して、当該特定譲渡人の本店又は主たる事務所の 所在地(特定譲渡人が個人である場合にあっては、その住所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財 務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長。以下「管轄財務局長」という。)に提出し なければならない。
 - 一 資産の流動化に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第百二十八号。以下「規則」という。)第

十条又は第二十九条第二項の規定により発行特定目的会社(当該特定譲渡人が募集等の取扱いを行おうとする資産対応証券(次号において「取扱予定証券」という。)を発行する特定目的会社をいう。以下 この条において同じ。)に還付された資産流動化計画の写し

- 二 発行特定目的会社が、取扱予定証券に係る事項について法第七条第二項(法第十一条第五項において 準用する場合を含む。)の規定による提出又は法第九条第一項の規定による届出を行っている場合は、 規則第二十一条第二項又は第二十六条第二項の規定により発行特定目的会社に還付された資産流動化計 画の写し
- 三 資産対応証券の募集等に関する事務の委託に係る発行特定目的会社との契約の契約書の副本
- 2 管轄財務局長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出書の副本に受理印を押して受理番号を記入 した上で、当該副本を届出者に還付しなければならない。

(取引報告書の記載事項)

第四条 証券取引法第四十一条に規定する取引報告書は、別表に定めるところにより作成しなければならない。

(禁止行為)

- 第五条 証券取引法第四十二条第一項第九号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
 - 一 資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引に関し、虚偽の表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
 - 二 資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引につき、顧客に対して特別の利益を提供することを約して 勧誘する行為

(事故)

- 第六条 証券取引法第四十二条の二第三項に規定する総理府令で定めるものは、資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引につき、特定譲渡人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、当該特定譲渡人が行う資産対応証券の募集等の取扱いに関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたもの(以下「事故」という。)とする。
 - 一 顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により資産対応証券の取得その他の行為を行うこと。
 - 二 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算により資産対応証券の取得その他の行為を行

うこと。

- 三 次のイから八までに掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をすること。
 - イ 資産対応証券の内容
 - ロ取引の条件
 - ハ 資産対応証券の価額の騰貴又は下落
- 四 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。
- 五 その他法令に違反する行為を行うこと。

(事故の確認が不要の場合)

- 第七条 証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する総理府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - 一 裁判所の確定判決を得ている場合
 - 二 裁判上の和解(民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第二百七十五条第一項に定めるものを除く。) が成立している場合

- 三 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十六条に定める調停が成立している場合又は同法 第十七条の定めにより裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に定める期間内に異議の申立 てがない場合
- 四 特定譲渡人が前条第四号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合
- 2 特定譲渡人は、前項第四号の規定に該当する場合の事故において、管轄財務局長の確認を得ずに顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供したときは、当該申込み、約束又は提供をした日の属する月の翌月末までに、第九条に定める事項について、当該財務局長に報告しなければならない。 (事故の確認申請手続)
- 第八条 証券取引法第四十二条の二第五項の規定により確認申請書を提出しようとする者は、確認申請書及びその添付書類の正本一通及びその写し一通を管轄財務局長に提出しなければならない。

(確認申請書の記載事項)

- 第九条 証券取引法第四十二条の二第五項に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 特定譲渡人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名(特定譲渡人が個人である場合にあっては、その者の氏名及び住所)
 - 二 事故となる行為に関係した者の氏名又は部署の名称
 - 三 顧客の氏名及び住所(法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに当該 法人の代表者の氏名及び住所)
 - 四 事故の概要
 - 五 提供しようとする財産上の利益の額
 - 六 その他金融庁長官の定める事項

(確認申請書の添付書類)

- 第十条 証券取引法第四十二条の二第五項に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類(当該確認申請書が証券取引法第四十二条の二第一項第二号の申込みに係るものである場合を除く。)

二 その他参考になる資料

(弊害防止措置)

第十一条 証券取引法第四十五条第三号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 特定譲渡人(特定譲渡人が法人である場合に限る。以下この号において同じ。)との間で資産対応証券の募集等の取扱いに関する契約を締結することを条件としてその親法人(法人が当該特定譲渡人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人(仮設人を含む。以下この号において同じ。)の名義をもって所有している場合における当該法人をいう。)又は子法人(当該特定譲渡人が他の法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人をいう。)がその顧客に対して通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当該特定譲渡人が当該顧客との間で当該契約を締結すること(証券取引法第四十五条第二号に掲げる行為を除く。)。
- 二 何らの名義によってするかを問わず、証券取引法第四十五条の規定による禁止を免れること。

附 則

この府令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)の施行の日(平成十二年十一月三十日)から施行する。

別紙様式(第三条関係)

(別葉)

別表(第四条関係)

書類の種類		記	載		事	項			備	考
取引報告書	顧客名、	約定年月日、	銘柄、	数量、	単価、	金額、	手数料、	特定	写しを一部	保存してお
	譲渡人名	7 1							くこと。	